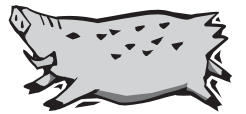


お知らせ情報版



お問合せは直通電話で

役場への電話（☎と記載）は、N T T電話もケーブル電話も同じ番号で担当の課に直通でつながります。N T T電話のみは、☎と記載してあります。

ケーブル電話

南条・今庄地区→河野地区、河野地区→南条・今庄地区へかけるときは166をつけてください。

金婚を迎えるご夫妻は

申請をしてください

町では、南条、今庄、河野の各地区で敬老会を行います。敬老会では、金婚をお迎えのご夫婦に、ささやかなお祝いをさせていただいていきます。金婚に該当するご夫婦は、申請をしてください。

対象となるご夫婦 昭和32年の1月から12月末までに役場に婚姻届を出され、今年満50年を迎えられるご夫婦

受付期限 8月17日（金）

申請及び問合せ

保健福祉課 ☎47・80007
今庄・福祉推進室 ☎45・80001
河野・福祉推進室 ☎48・77004

金婚のお祝い

ご結婚

結婚祝金等制度の申請について

町では、住民の定住を促進し、町の活性化となるよう、町内在住者の結婚を奨励する結婚祝金および結婚世話人報奨金制度を設けています。

結婚祝金 町内在住者が結婚し、結婚後も本町に定住する人に対し進呈。

・結婚するお二人が40歳未満の場合 ……10万円

・結婚するお二人のどちらか一方が40歳以上の場合 ……20万円

結婚世話人報奨金 町内在住者の結婚を成立させた世話人に進呈します。

…結婚1組につき10万円

申請及び問合せ

保健福祉課 ☎47・80007
今庄・福祉推進室 ☎45・80001
河野・福祉推進室 ☎48・77004

医療費の窓口負担は、

所得によって1割または3割を負担します

老人保健の医療受給者は、医療機関等を受診されると、所得に応じてかかった費用の1割もしくは3割を負担します。世帯の所得は毎年変わるため、毎年1回、世帯の所得判定を行います。老人医療受給者証に1割または3割と記されていますのでご確認ください。

一部負担が1割の人（一般・低所得Ⅱ・Ⅰ）

一 一般…一定以上の所得がない方

低所得Ⅱ…住民税非課税世帯の方

低所得Ⅰ…住民税非課税世帯で世帯員全員の各所得が必要経費・控除（年金の所得は、控除額を80万円として計算）を

差し引いたときに0円となる方

一部負担が3割の人

一定以上所得者

・同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の70歳以上の人
または老人保健で医療を受ける人がいる人

※ただし、70歳以上の人及び老人保健で医療を受ける人の収入の合計が、2人以上の場合は、520万円未満、1人の場合は、383万円未満であるときは、申請により1割の負担となります。

所得判定は毎年行います

世帯の所得は毎年変わるため、毎年1回、世帯の所得判定を行います。医療費の負担割合が変更となる人には、7月下旬に新しい受給者証を交付しますので、旧受給者証はお返しください。

必ず新しい受給者証を使用しましょう

旧受給者証を使用すると、自己負担額が異なり、後で支払いの調整が必要になります。ご注意ください。

また、老人保健で医療を受けられる人は、保険証が変更になったら必ず役場へ、新しい保険証と印鑑を持参の上届け出てください。

問合せ 町民税務課 ☎47・80015

老人保健

医療費を助成します

町では、医療機関で支払った医療費（保険適用分）等を助成しています。
助成制度の対象となる人（家庭）は申請が必要です。必ず申請をしてください。

助成制度	対象となる人（家庭）
乳幼児医療費助成	・ 小学校就学前までの子
母子家庭等医療費助成	・ 夫と死別または離婚し、20歳に満たない子を養育している家庭 ・ 夫と死別または離婚し、現在、婚姻していない一人暮らしの人（75歳未満）
父子家庭医療費助成	・ 妻と死別または離婚し、20歳に満たない子を養育している家庭
重度障害者（児） 医療費助成	・ 身体障害者手帳の交付を受け、1級～3級の障害を有する人 ・ 療育手帳の交付を受けた人（手帳に記載あり） ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級または2級に該当し、自立支援医療受給者証の交付を受けた人

持ち物 健康保険証または組合員証・印鑑・通帳

※重度障害者（児）医療費助成に該当する人は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証

医療費受給者証の更新

重度障害者（児）、父子家庭、母子家庭等の医療費受給者証の有効期限は、7月31日です。更新の手続きをしてください。

※本人または扶養義務者の所得が一定額を超えた場合、医療費の助成は受けられません。

持ち物 医療費受給者証・健康保険証または組合員証・印鑑・通帳・障害者手帳等

※平成19年1月1日現在で南越前町に住所がなかった人は、所得証明書が必要です。

受付期限 8月3日（金）まで（土・日曜日は除く）

受付場所 役場町民税務課・各総合事務所生活企画室

■ **問合せ** 町民税務課 ☎ 47・8015

バリアフリー改修に伴う

固定資産税の減額措置

個人住宅のバリアフリー改修工事を行った場合、3カ月以内に申告すると翌年分の固定資産税を減額する制度ができました。

対象となる改修工事

高齢者（65歳以上）、要介護用支援認定者、障害者を対象とした個人住宅のバリアフリー改修工事で、自己負担が30万円以上の改修工事

対象となる工事の期間

平成19年4月1日～平成22年3月31日

措置の内容

・ 翌年度分の固定資産税を減額（1回に限る）
・ 対象となるのは100㎡までの部分

※新築住宅の軽減を受けている場合は対象となりません。

■ **問合せ** 町民税務課 TEL 47-8014

無料法律相談

専門の相談員が相談をお受けいたします。

日時 8月7日（火）午後1時～午後4時

場所 南条保健福祉センター

相談員 前波裕司弁護士

■ **申し込み・問い合わせ先**

町社会福祉協議会南条本所 TEL 47-3767

町営住宅

町営住宅入居者募集

次の町営住宅の入居者を募集します。

ニュー今庄ハイツ 住所 今庄13-11-1
1号棟

・102号室 ・201号室 ・301号室
(間取り2LDK)

家賃 18,000～52,400円(収入により決定)

・103号室 ・204号室 (間取り3DK)

家賃 30,000円(特定公共賃貸住宅)

2号棟

・101号室

(間取り2LDK)

家賃 18,000～52,400円(収入により決定)

入居者資格

・住宅に困窮していることが明らかでない。

・税金・公共料金等の滞納が無い人。

募集期間 8月13日(月)まで

※応募が募集室数を越えた場合、審査の上抽選。

申込み等 今庄・地域振興室 ☎45・80002

サマージャンボ宝くじ

発売期限 8月7日(火) 抽せん 8月16日(木)

価格 1枚300円

当せん金額

1等 2億円 1等の前後賞 5千万円

2等 1億円 ビッグサマー賞 100万円

宝くじの販売収益は地方自治体の貴重な財源になっていきます。

囲碁大会

第3回本因坊戦囲碁大会

日時 8月19日(日) 午前9時から

場所 南条地区公民館

参加資格 町民または町内に勤務する人

定員 A級(ハンディ無) 12名
B級(ハンディ有) 16名

参加料 千円(弁当代含む)

申込み ☎47・2334

(南条地区文協・安川)

シルバー&レディース運転者講習会

自家用自動車協会武生支部では事故

防止を目的に、高齢者や女性ドライバー

の運転技術・マナー向上のための交通

安全講習会を開催します。(参加料無料・昼食付)

日時 9月9日(日) 午前8時～

場所 中部自動車学校

対象者 一般免許所有者(原付を除く)・

自転車持込み

定員 40人 セーフティドライバー賞

授与(成績上位5名賞品贈呈) 受講証授与

締切り 8月24日(金) 先着順

申込方法 ハガキまたは電話で住所、氏

名、年齢、電話番号を連絡ください。

申込み・問合せ 県自家用自動車協会

武生支部 TEL22-6034

運転者講習会

スポーツ・大会の結果

(敬称略)

第3回南越前町長杯囲碁大会

開催 6月10日 会場 南条地区公民館

①小山喜一(社谷) ②前田寛雄(金粕) ③澤崎信雄(孫谷)

南条地区テニス大会

開催 6月24日 会場 杉山スポーツセンター

①玉村勝博(西大道) ②田中快一(鑄物師) ③青山広幸(脇本)

第3回今庄地区総ぐるみソフトボール大会

開催 7月8日 会場 今庄グラウンド

①古木 ②八飯A ③杉谷・栄

職場のトラブルでお困りの労働者・事業主のみならず

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等を背景に、労

働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との

間のトラブルに関する相談が多く寄せられています。

個別労働紛争については、その最終的な解決手段に裁判

制度がありますが、それには依然として多くの時間と費用

がかかってしまうのが現状です。

労働局では、個別労働紛争の未然防止、簡易・無料で迅

速な紛争解決を促進するため、次の制度を用意しています。

○総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談

○労働局長による助言・指導

○紛争調整委員会によるあっせん

まずは、お気軽に左記の相談コーナーにお尋ねください。

★福井労働局総合労働相談コーナー 福井春山合同庁舎

TEL0776-22-13363

★武生総合労働相談コーナー 武生労働基準監督署内

TEL0778-23-11440

女性相談員
がいます。

個別労働紛争解決制度

ご注意ください。ペットを飼っている方へ

犬や猫に関する苦情が多く寄せられています。

ペットの習性、行動などをしっかり理解し、正しいしつけを行い、周囲に迷惑をかけないようにしましょう。

【犬を飼うマナーとルール】

・犬を飼ったら役場で登録をしましょう。

犬の登録は法律で定められています。犬の鑑札は必ず首輪に付けましょう。また、1年に1回狂犬病予防接種を受けましょう。

・放し飼いはやめましょう

犬を好きでない人にとって、繋がれていない犬は恐ろしい存在です。放し飼いの犬は農作物を荒らしたり、人をかんだり地域の人に迷惑をかける恐れがあります。散歩の時は必ず引き綱をつけましょう。

・定期的にクサリの点検をしましょう

犬をつなぐクサリの留め具が古くなり壊れたり切れたりして、いつの間にか犬がいなくなるといふケースもあります。クサリは定期的に点検しましょう。

・散歩のときはフンの後始末を必ずしましょう

散歩の時は常にビニール袋などを持参し、フンをしたら速やかに処理し持ち帰りましょう。

☆犬の放し飼いは「福井県動物の愛護及び管理に関する条例」第9条に違反しています。

☆つながれていない犬、および飼い主の不明な犬は、健康福祉センターで捕獲することがあります。

【猫を飼うマナーとルール】

外出自由になっている猫は、飼い主の知らないうちによその花壇に排泄したり、車のボンネットに傷を付けたりと周囲に迷惑をかけていることがあります。

このようなトラブルが起らないよう、室内飼育を行ったり決められた場所で排泄するようしつけ、周りに迷惑がかからないよう責任を持って飼いましょう。

■保健福祉課 ☎ 47・8007

年金

社会保険事務所の出張相談所を開設します

武生社会保険事務所の職員が、コンピュータを持参しその場で年金記録の確認をします。次の日程で実施しますので、ご利用ください。

開設日 8月8日(水) 9時から17時まで

会場 今庄総合事務所2階 201会議室

持参するもの 本人確認できる書類(年金手帳・免許証・健康保険証等)

▼社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付します

税の申告をする時に、社会保険料控除として国民年金保険料額の控除を受けるためには、保険料を支払ったことを証明する書類(控除証明書または領収証書)を確定申告または年末調整の際に添付することが義務付けられています。

送付対象者 その年の1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方

発送日 11月上旬です。(ただし、一部の方については若干遅くなる場合があります。)

注意点 年内に納付した保険料については全額控除の対象となりますが、11月に発送する控除証明書には、9月30日までの納付額について証明しています。それ以降に納付が見込まれる保険料額は「見込額」として表示しています。1月から9月の間に未納がありますと、「見込額」に表示がされませんので、未納月がないようご注意ください。

※裏面には、年金加入状況のお知らせを掲載していますので、ご利用ください。

◎10月1日から12月31日までの間に、初めて国民年金保険料の納付をされた方へは、翌年の2月上旬に控除証明書を送付する予定です。

■問合せ 町民税務課 ☎ 47・8015